

ナラティブ情報（非財務情報）からの会計不正検出 ～社会はコロナ禍の影に雲隠れする会計不正にいかに対峙すべきか～



＜提言者＞中島 真澄（経営学部教授）

文京学院大学大学院経営学研究科専攻主任。明治大学経営学部・明治大学大学院経営学研究科兼任講師、マレーシア工科大学大学院博士プログラム審査委員会の外部審査員を務めている。南山大学で博士号と修士号を取得。アーニングス・マネジメント、会計不正、フォレンジック会計分野で活発な研究活動を行い、2009年より科学研究費補助金を獲得している。2017年には科学研費審査委員として有意義な審査意見を付したことにより日本学術振興会より表彰された。Managerial Auditing Journal、Journal of Forensic and Investigative Accounting、Research on Professional Responsibility and Ethics in Accountingなどのジャーナルでこれまでの成果を公表している。現在アジア太平洋管理会計学会（APMAA）の常任理事、日本経済会計学会（AEAJ）の理事を務めている。

■ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）下における会計不正件数減少の実態

日本の不適切な会計・経理（会計不正）を開示した企業（不正企業）数は、2006年の公益通報者保護法の施行以降、増加傾向にあり、2019年には72社が会計不正を開示しました。ところが、2020年および2021年はCOVID-19下で減少いたしました（東京商工リサーチ 2021）。これは、実際には不正は増加しているものの、COVID-19の影響で不正検出数が減少しているだけの可能性が高いと考えられます（図表1）。



「動機・プレッシャー、機会、正当化の3つのファクターが同時に存在した場合、不正が発生する」という「不正のトライアングル理論」(Cressey 1953)を適用してみると、COVID-19により企業業績が低迷する中、少しでも業績を良く見せたいという思い（動機・プレッシャー）に加えて、在宅勤務が増加し、現場・現物確認が制限され不正しやすい環境（機会）が発生し、今は未曾有の事態だから仕方ないという不正行為関与に対する罪悪感の低下（正当化）(木村 2021)、といった不正発生の3つのファクターが揃っている状況となっています。

このような状況のもとで、会計不正に関与する企業自体が単純に減少したとは考えにくいでしょう。今後、監査における現場・現物確認の再開に伴い、COVID-19下では検出されなかった不正が明らかになることが予想されます。

■ 「会社ぐるみ」は日本特有の会計不正

会計不正を当事者別でみると、役員や従業員などの個人の着服・横領よりも、会社、子会社が見せかけの売上増や利益捻出を目的に組織的に架空取引や売上原価の過少計上に関与する、いわゆる「会社ぐるみ」の不正が多いことがわかります（東京商工リサーチ 2021）(図表2)。これは日本特有の会計不正の傾向といえます。

日本の上場企業において組織的な会計不正が多い理由には、日本企業の滅私奉公的な日本の経営の特質に原因の1つがあると考えられます。別の側面としては、現行の内部統制監査の仕組みにも原因があると思われます。日本の内部統制監査では、経営者が作成した内部統制報告書を、経営者が準備したフローチャート、業務記述書、リスクコントロールマトリックスに基づいて外部監査人が監査する、インダイレクト・レポーティングが導入されています。

このような制度下では、経営者が内部統制システムを無効化するように操作して会計不正を行った場合には、外部監査人が不正を検出することは極めて難しいです。

米国では、エンロン社やワールド・コム社の会計不正が契機になって、企業改革法（サーベンス・オクスリー法：SOX法）が施行されました。特に、経営者が内部統制システムを無効化することによって発生する会計不正を防止するために、内部統制監査にダイレクト・レポーティングが導入されたという歴史的経緯があります。日本は、こうした米国における教訓を学んでいなかったといえます。したがって、会計不正を減らすためには、外部監査人が内部統制システムを直接監査するダイレクト・レポーティングの導入が必要だと考えます。あるいは、現行の内部

統制監査を継続するのであれば、財務諸表監査にフォレンジック会計（専門的な知識や調査スキルを用いて訴訟で使用する証拠を分析・評価すること）を取り入れなければならないと思われます。



■ ナラティブ情報(非財務情報)から会計不正を検出する手法

ダイレクト・レポーティングへの変更やフォレンジック会計の導入は、経営者による会計不正の牽制になると思われます。同時に、さまざまな不正検出手法の研究を公表していくことも、会計不正抑止には有効だといえます。

私は学生とともに、会計不正の検出手法に関する研究を行っています。私たちの研究では、MD&A (Management Discussion and Analysis) やCEO (Chief Executive Officer) レターなどの経営者によるナラティブ情報から、あるいはナラティブ情報と財務情報との関係性から不正検出ができそうなることがわかりました。

会計不正に関与している企業と関与していない企業（非不正企業）のナラティブ情報についてテキスト分析比較をした結果、非不正企業は、関連する用語が繋がっているのに対して、不正企業は関連する用語が繋がっていないことがわかりました。このことから、不正企業経営者のナラティブ情報の内容は論理的に破綻しているのではないかと考えました。

また、用語のちらばりのプロットから、非不正企業経営者は、一般的な用語を用いて解説し、読者にとって読みやすくなっていますが、他方、不正企業経営者は、特徴的な用語を使って説明しているため文章が難解なものとなり、読者にとって読みにくくなっていることがわかりました。この結果は、不正企業経営者が、真実の数値と粉飾した数値の両方の財務情報を知っており、真実の財務情報と整合するナラティブ情報を開示できないことを隠ぺいしようとした心理が働いていると予想できます。すなわち、不正企業経営者は、ナラティブ情報の「嘘を重ねた」内容について利害関係者をミスリードしたいという心理あるいは無意識の心理が反映され、結果として文章が難読化したと推察できます。

テキスト分析に依拠したナラティブ情報の特徴、あるいはナラティブ情報と財務情報との関係性によって、会計不正が露見する可能性があるということは、不正企業経営者に対する最大の牽制になります。もちろん、どのような状況にあっても「自社の経済的実態を反映させる会計基準を適用して財務諸表を作成する」という“プリンシプル・ベース”を貫く経営者の倫理観が、会計不正防止の根本的ファクターであることは言うまでもありません。

◆“プリンシプル・ベース”と利益の裁量行動

近年、自社の会計基準として国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards; IFRS) を適用する日本企業が増加しています。このような背景から、私の研究室では、日本企業の財務報告の質が IFRS 適用に伴い、どのように変化するのかについて検証を行いました。これまでIFRS適用によって透明性や比較可能性が高まるという利点が強調されていたので、IFRSを適用する企業は財務報告に積極的な企業で、IFRS適用によって財務報告の質が向上すると予想していました。

しかしながら、分析してみると、IFRS適用によって財務報告の質が低下したことがわかりました。これは、これまでルール・ベース (細則主義) で会計処理を実施してきた日本企業が、IFRS適用によりプリンシプル・ベース (原則主義) に移行したことにより、経営者の会計的裁量行動 (会計発生高を用いて利益に対して裁量をする) が増えたことに起因しているのではないかと考えています。

すなわち、日本企業経営者が有する「プリンシプル・ベースに対する誤解」が原因だといえます。本来、プリンシプル・ベースとは、業界のベスト・プラクティスをみながら、自社の経済的実態を反映させる会計処理を選択することです (FASB 2003)。一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) の範囲内であれば、経営者が希望する、自社の利益を最大化するような会計基準の選択を行えるという裁量が与えられているわけではないのです。

IFRSを採用した英国企業経営者や、SOX法施行時にプリンシプル・ベースに関する指針が示された米国企業経営者は、プリンシプル・ベースで会計処理をしないことは、私利私欲による裁量と考え、罪悪感を覚えるのではないかと予想しています。ここに、GAAPの範囲内であれば、裁量行動を実施しても会計不正ととらえない日本企業経営者の意識との違いがあります。

米国では、プリンシプル・ベースに準拠せず、GAAPの範囲内で裁量行動を行った企業は、ナラティブ情報のトーン (ポジティブ・ネガティブ度の相対比) を操作するというトーン・マネジメントを実施して利害関係者をミスリードしていく傾向にあります (Huang et al. 2018)。

一方、日本企業の場合は、不正企業がGAAPの範囲を超えた裁量行動を隠すためにナラティブ情報に対してトーン・マネジメントを実施していますが、非不正企業は、GAAPの範囲内での自社に有利な会計基準の選択に対しては罪悪感を覚え、財務情報を正直にナラティブ情報に反映させるとともに、トーン・マネジメントは行っていないことがわかりました (Nakashima et al. 2022)。いずれにせよ、現在のところ、トーン・マネジメントは、経営者が何らかの罪悪感を覚える場合に行われる傾向となっています。

◆知的好奇心旺盛な学生たちによる5つの研究チーム

私の科研費研究 (22K01813) のテーマは「不正表示の利益の裁量行動およびトーン・マネジメントの理論と実証研究」です。企業の財務情報やナラティブ情報を分析することで、会計不正発生のメカニズムを解明し、さらには会計不正を検出できるかどうかを研究しています。

この研究テーマに基づいて学生の指導しております。先の「日本企業の財務報告の質が IFRS 適用に伴い、どのように変化するのか」というゼミナール生の研究は、2021年の第6回アカウンティング・コンペティション (アカコン) で、審査員特別賞を受賞しました。また、2020年の第5回アカコンでは「テキスト・マイニング分析によって不正を検出することが可能か: 建設業と小売業の実証研究」が実証研究分野の「最優秀賞」と「学生最多得点賞」をダブル受賞し、学部生による研究として高い評価を得ています。

アカコンで受賞するような先進的な研究を志す学生たちは、誰もが知的好奇心旺盛で必要な知識やスキルを自発的に吸収していく力があります。たとえば、私のゼミでは簿記の集中講義等は行っていないのですが、多くの学生が研究に必要なだからと日商簿記等の資格取得を目指して自主的に学修しています。また、研究の土台となるデータベースを根気強く構築し、統計的スキルも修得しています。学部生でもここまでできるのかと驚き、刺激を受けることが多々あります。

ゼミではTeam-Based Learning (TBL) を実施しており、現在5チームが会計不正、監査、ディスクロージャー、ナラティブ情報をテーマに、経営者の裁量行動、異常トーンを代理変数として実証研究を展開しています。これらの研究が、日本の会計不正を減らしていく一助となるように、学生たちと共に研究成果を国内だけではなく、世界へ向けて発信していきたいと考えています。

参考文献:

木村秀偉. 2021. 「不正リスクへの対処—内部統制・情報セキュリティを点検する」, 『企業会計』73 (2): 24-29.

東京商工リサーチ. 2022. 「2021年全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査」.

Cressey, D. R. 1953. *Other people's money; a study of the social psychology of embezzlement* Free Press.

Financial Accounting Standards Board. 2003. *Proposal, Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, File Reference No. 125-001.

Huang, X., K. Sudha, P. Lin. 2018. Tone Analysis and Earnings Management, *Journal of Accounting and Finance*, 18 (8) : 46-61.

Nakashima, M., Y. Nose, H.Ujiiie, and S.Yoshida. 2022. Does the MD&A Disclosure of Fraudulent Firms Comply with the Sincerity Principle? Evidence from Manufacturers in Japan, *2022 Annual Meeting of American Accounting Association (Virtual)*.

<文京学院大学について>

1924年、創立者島田依史子が島田裁縫伝習所を文京区に開設。建学の精神「自立と共生」のもと、先進的な教育環境を整備し、現在は、東京都文京区、埼玉県ふじみ野市にキャンパスを置いています。外国語学部、経営学部、人間学部、保健医療技術学部、大学院に約5,000人の学生が在籍する総合大学です。学問に加え、留学や資格取得、インターンシップなど学生の社会人基礎力を高める多彩な教育を地域と連携しながら実践しています。本レターでは文京学院大学で進む最先端の研究から、社会に還元すべき情報を「文京学院大学オピニオン」として提言します。

<文京学院大学 過去のオピニオンレター> <https://www.u-bunkyo.ac.jp/about/page/post-7.html>